

役員退職手当支給基準に関する内規

制 定 平成13年2月1日
最終改正 平成30年3月13日

(役員退職手当)

第1条 常勤役員（以下「役員」という）が退任した場合には、在職1月につき、その者の退任の日における月額給与（年額報酬／12＋3ヶ月）に2ヶ月／12ヶ月を乗じて得た額に相当する金額を役員退職手当として支給する。

第2条 在職期間の計算は、就任日から暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数が生じたときは1月とする。

第3条 役員が退職した場合において、その者が退職の日、または、その翌日に再び同一の役職の役員になったときは、前項の規程による在職期間の計算については引き続いて在職したものとみなす。

第4条 役員退職手当は、役員が退職したときはその者に、死亡したときは、その遺族に支給するものとする。
ただし、役員が本振興会に著しく損害を与えたとき、又は解任されたときは、役員退職手当を支給しない。

第5条 役員退職手当は、法令に基づきその者の退職手当から控除すべき金額を控除し、その残額を支給するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

本内規は、平成13年2月1日から施行する。

附 則

退職手当の額は、当分の間、第1条の規定により算出した額に、別表の区分に従って増額又は減額して得た額とする。この附則は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

本内規は平成27年1月30日に改定し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

第1条の「ただし、その者の勤務実績に応じ、これを増額し、または減額することができる」は廃止する。
本内規は平成30年3月13日に改定し、平成30年3月13日から適用する。

別表

区	分	増額又は減額
退職日の属する年度開始時の一般正味財産の額	1億円を超えるとき	内規に基づく退職手当に10%相当額を増額する
	5千万円を超え1億円以下のとき	内規に基づく退職手当に5%相当額を増額する
	マイナス5千万円を超えマイナス1億円以下のとき	内規に基づく退職手当に5%相当額を減額する
	マイナス1億円を超えるとき	内規に基づく退職手当に10%相当額を減額する

(昭和56年3月25日制定)

(昭和59年4月1日一部改定)

(平成13年2月1日一部改定)

(平成15年4月1日一部改定)

(平成20年4月1日一部改定)

(平成27年4月1日一部改定)

(平成30年3月13日一部改定)